

コメント；

政治的なクリスチャンってどんな人だろうという興味で出席しました。講演後の質疑応答で、5.(1)の「徴兵制・徴用制の合憲化」に関して「徴兵制にはならない。これは世界的な傾向だ。なぜなら現代の戦争は科学技術が基になっているので十分な訓練を積んだ専門家でなければ戦闘行為ができなくなっている。大東亜戦争の時の様に素人を数カ月教育して鉄砲を持たせて戦うものではなくなっている。例えばアフガンのゲリラを掃討するのは米国本土にいる兵隊がTV画面を見ながら行っているし、ロボット等を使う無人化が進んでいる。更に主戦場はサイバー空間や宇宙に移った。また、米国はベトナム戦争のころから経済制裁が火器を使った戦争より効果的なことを学習して来ているので、今問題になっている北朝鮮や中国に対しても戦闘は起こらないだろう。」と述べました。これに対して講演者からは明確な反論はありませんでした。

観念論が多く勉強していないなという感じでしたね。形而上学を捏ね繰り回す宗教者が政治的主題を扱う場合十分な用心が必要でしょう。なぜなら政治は現実問題を最適処理するものであって特定の立場を擁護する観念から発生するものではないからです。

講演者の口から「小沢一郎」の名前が出た時「中国」の名前が出ないことに気付き、講演者の立場を理解したと思いました。宗教活動を遥かに逸脱していると感じました。NHK番組「静かなる侵略 ～中国移民に揺れるオーストラリア～」(<https://www.youtube.com/watch?v=1M65PJDTfOM&t=3s>) を併せてご覧になることをお勧めします。

以下の資料は会場で配布されたものです。本サイトへの掲載は講演者の了解を得てあります。

改憲問題に関して

稲 正樹

1. はじめに

憲法改正：成文憲法の内容について、憲法典の定める所定の手続に従って、意識的に変更を加えること。個別の憲法条項の修正・削除、それへの追加のほか、新しい条項を設ける増補が通常の形。憲法制定、憲法の変遷とは区別される。

硬性憲法と軟性憲法。世界のほとんどの国では、硬性憲法の手法を採用し、憲法の改正要件を厳しくすることで、憲法の安定性と可変性の両方の要請に応えようとしている。加重の要件は様々。①議会の議決要件を加重する、②国民投票を必要とする、③特別の憲法会議を召集する、④連邦国家において支邦の承認を必要とするなど。日本国憲法の場合は、①と②の要素を組み合わせたもの。

憲法96条：「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行なわれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」

⇒スライド1、2（高見勝利の指摘）。

国会による発議とは、国民に提案する憲法改正案が国会において議決されることを意味し、改正案の提出・審議・可決という過程を経る。一つの議院において発案（憲法改正案の提出）がなされ、両議院の議員に発案権がある。2007年に成立した憲法改正手続法（日本国憲法の改正手続に関する法律）によって改正された国会法では、憲法改正原案の発議には、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を必要とすると規定。国会法では、憲法改正原案の発議は、「内容において関連する事項ごとに区分して」行なうものとなっており、具体的にどのような形態で国民投票に掛けられるのかは不明。

⇒スライド3,4（憲法改正手続法の問題点）。

憲法改正には内容上の制約があるかどうかについて、憲法改正の限界が議論されている。憲法改正限界論と、憲法改正無限界論。

● 自民党改憲草案の検討

2012年に自民党が公表した「日本国憲法改正草案²⁾（以下、改憲草案と略称）の内容を検討する。「解釈改憲の政治」と「明文改憲を求める政治」³⁾。「解釈改憲」の政治がゆき詰まり、「明文改憲」を求める政治勢力が国会の多数を握り、軍事大国と新自由主義改革を進めていくための憲法改正を求めている⁴⁾。

¹⁾ 杉原泰雄（編）『新版・体系憲法事典』青林書院、2008年、795頁（井口秀作執筆）。

²⁾ テキストは、自民党『日本国憲法改正草案G&A増補版』（2013年）
https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/pamphlet/kenpou_qa.pdfを参照。

³⁾ 杉原泰雄『憲法読本 第4版』（岩波書店、2014年）230-231頁。

⁴⁾ 渡部治『増補・憲法「改正」—軍事大国化・構造改革から改憲へ』（旬報社、2005年）の主張。

(1) 憲法前文

日本国憲法の「前文」の場合は、日本国憲法が立憲主義憲法の本流にあることを明確に示している。⇒スライド5（日本国憲法前文）

改憲草案は、以下のように全面的に現行憲法の前文を書き改めることを提案している。⇒スライド6（自民党改憲草案前文）

この「前文」は、起草者が思い描く「日本国の姿」の中核的な概念を提示することからはじまっている。過去についての歴史認識と現実化したいと考える日本国の姿を示し、日本国の現在の位置づけを肯定した後に、あるべき「日本国民像」を提示して、国民の国家における役割や努力目標を示した後に、国民による憲法制定の目的は、伝統と国家を子孫に継承するためであると述べている。

改憲草案の前文では、「国家のための国民」「国家に奉仕する国民」が要求され、「国民の人格を保障する国家」とか「国民に奉仕する国家」といった立憲主義の要求は姿を消している。

(2) 「天皇を戴く国家」と国民主権の形骸化

2-1 天皇の「元首化」

改憲草案は、1条で、「天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定して、明治憲法下の天皇元首規定を復活させている。大日本帝国憲法（明治憲法）では4条において、「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ・・・」という文言で規定されていたが、現行憲法のもとでは不適合な規定として、ほかの同系列の規定（1条の「萬世一系」、3条の「神聖不可侵」）とともに抹消された。

2-2 国旗・国歌

改憲草案は、3条で、「国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない」と規定。

2-3 元号

改憲草案は、4条で、「元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があつたときに制定する」と規定。

2-4 天皇の権能の強化

現行憲法は、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」と規定している（4条1項）。ところが改憲草案は5条で、「のみ」という用語を削除し、6条5項で国事行為のほかに、「天皇は、国又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行う」と規定。さらに、現行憲法の第3条の「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ」という規定を、第6条4項で、「天皇の国事に関する全ての行為には、内閣の進言を必要とし、内閣がその責任を負う」と改めている。

2-5 憲法擁護義務の免除

改憲草案は、現行憲法の憲法尊重擁護義務規定を改定して、「国会議員、國務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う」（102条2項）として、天皇及び摂政を憲法擁護義務の担い手から除外。

(3) 非軍事平和主義の放棄

現行憲法は9条1項において戦争の放棄を、2項において戦力の不保持と交戦権の否認を、前文において平和的生存権を規定して、軍事力による国家の安全保障ではなく、非軍事平和主義を憲法原則として採用している。ところが改憲草案は、現行憲法9条2項及び平和的生存権の規定を全面的に削除して、その代わりに第9条2項では集団的自衛権の行使を含む自衛権の発動を規定し、新しく9条の2の規定を設けて「国防軍」の設置を提案。それに伴って、現行憲法第2章の「戦争放棄」の表題を「安全保障」の表題に変更。改憲草案の9条のタイトルは「平和主義」となっているが、「平和主義」の意味は、現行憲法が基本原則としている非軍事平和主義（軍縮平和主義）とはまったく異なったものに変質させられている。

3-1 国防軍の創設

改憲草案は、現行憲法9条2項の「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」という規定を削除して、新たに9条の2の1項において、「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する」と規定。

3-2 集団的自衛権

改憲草案は、9条1項を基本的に維持しながら2項を削除して、その代わりに「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」と規定。Q&Aではこう説明：「これは、・・・主権国家の自然権（当然持っている権利）としての『自衛権』を明示的に規定したものです。この『自衛権』には、国連憲章が認めている個別的自衛権や集団的自衛権が含まれていることは、言うまでもありません」。

3-3 軍事審判所の設置

改憲草案は、9条の2第5項において、「国防軍に関する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない」と規定。Q&Aではこう説明：「軍事上の行為に関する裁判は、軍事機密を保護する必要があり、また、迅速な実施が望まれることに鑑みて、このような審判所の設置を規定しました」。

3-4 平和的生存権の削除と国防の責務の導入

改憲草案は、日本国憲法前文において規定している平和的生存権を削除している。平和的生存権は、平和の享受そのものが人権であり、「戦争と軍備及び戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏から免れて平和のうちに生存し、また、そのような平和な国と世界を作り出していくことのできる核時代の自然権の本質をもつ基本的人権」であり、憲法前文、9条、13条、憲法第3章に照らして「憲法上の法的な権利」として認められると、学説・判

例では主張されている⁵。日本国憲法の平和的生存権は、20世紀前半の平和への国際的な潮流を背景とし、同時に9条と結びつくことによって、いかなる戦争及び軍隊によっても、自らの生命その他の人権を侵害されない権利として理解される。その核心にあるものは、国家の戦争行為や軍事力に対する個人の生命その他の人権の優位性の思想だと指摘されている⁶。

改憲草案は、前文で「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」と書いて、国防の責務を国民に課している。

(4) 基本的人権の形骸化

4-1 97条の削除と11条の改変―「天賦人権」の排除

日本国憲法は「第10章 最高法規」の97条（基本的人権の本質）で、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と規定しているが、改憲草案ではこの規定を全文削除。その理由は、Q&Aによれば、「現行憲法11条と内容的に重複していると考えた」。「人権規定も、わが国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要だと考えます。現行憲法の規定の中には、西欧の天賦人権説に基づいて規定されていると思われるものが散見されることから、こうした規定は改める必要がある」と述べている。

11条は「第3章・国民の権利義務」の冒頭において、基本的人権の総論的な規定として基本的人権の永久不可侵性を規定しており、他方、97条は憲法の最高法規性の核心にあるものは基本的人権の永久不可侵性であること、および人権は権力によって与えられたものでなく、人類の長年の自由獲得のための協力、連帯、団結によって憲法範疇化されたという趣旨を述べている条文。97条と11条をそれぞれの箇所規定することは意味がある。

また11条も、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」という現行規定を、「国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である」と変更して、「人権は神から人間に与えられるという西欧の天賦人権思想に基づいたと考えられる表現を改めた」（Q&A）と述べている。

4-2 「個人の尊重」の排斥

改憲草案が、現行憲法13条の「すべて国民は、個人として尊重される」を、「全て国民は、人として尊重される」と書き換えていることも見過ごせない。

4-3 「公益及び公の秩序」による人権制限

改憲草案は、日本国憲法が人権の制限根拠としている「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に置き換えて、「公益及び公の秩序」による広範な人権制限を認めている。具体的には、憲法12条の後段を「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」に変えている。また、13条後段を、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権

⁵ 深瀬忠一「戦争放棄と平和的生存権」（岩波書店、1987年）及びイラク派兵差止等請求控訴事件に関する名古屋高裁2008年4月17日判決など。

⁶ 山内敏弘「基本的人権としての生命権」『人権・主権・平和一生命権からの憲法的省察』（日本評論社、2003年）。

利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない」と規定。

4-4 国民の義務・責務の大幅な導入

改憲草案は、多数の国民の義務・責務の規定を導入している。①国防の責務（前文）、②国旗・国歌の尊重義務（3条2項）、③領土・領海・領空の保全協力義務、資源確保の協力義務（9条の3）、④個人情報の不法取得等の禁止（19条の2）、⑤家族の相互扶助義務（24条1項）、⑥環境保全協力責務（25条の2）、⑦普通教育を受けさせる義務（26条2項）、⑧勤労の義務（27条1項）、⑨納税の義務（30条）、⑩地方自治体の役務提供の負担の公平分担義務（92条2項）、⑪緊急事態宣言が発せられた場合の国及びその他の公の機関の指示への服従義務（99条3項）、⑫憲法尊重義務（102条1項）。

なお、現行憲法99条の定めている憲法尊重擁護義務の改変について。現行憲法99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定。ところが、改憲草案は102条で次のような改定を提案。「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う」。

⇒スライド7、8、9（立憲主義の意味転換！）

4-5 人権各論の問題点

- ・表現の自由⇒スライド10
- ・信教の自由と政教分離⇒スライド11
- ・人身の自由⇒スライド12
- ・拷問及び残虐な刑罰⇒スライド12
- ・教育を受ける権利⇒スライド13
- ・労働基本権⇒スライド13
- ・家族規定⇒スライド14
- ・選挙権⇒スライド15

4-6 「新しい人権」の導入

Q&Aは、「新しい人権」（国家の保障責務の形で規定されているものも含む）について、次のようなものを規定したと述べている。①個人情報の不当取得の禁止等（19条の2）、②国政上の行為に関する国による国民への説明の責務（21条の2）、③環境保全の責務（25条の2）、④犯罪被害者等への配慮（25条の4）。

(5) 緊急事態条項

改憲草案は、第9章「緊急事態」を新設して、98条「緊急事態の宣言」と99条「緊急事態の宣言の効果」の2つの条文を規定。Q&Aは新設の理由として、「国民の生命、身体、財産の保障は、平常時のみならず、緊急時においても国家の最も重要な役割です。今回の草案では、東日本大震災における政府の対応の反省も踏まえて、緊急事態に対処するための仕組みを、憲法上明確に規定しました」と述べている。大震災便乗型の議論。

改憲草案は、98条1項で、「緊急事態」の定義を、「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態」として、このような定義は緊急事態とは何かを限定していない。それぞれ性質の違う、外部からの武力攻撃、社会秩序の混乱、大規模な自然災害をすべて緊急事態とし、しかも「内乱等」とは何か、「その他の法律で定める緊急事態」に何が含まれるのかも、法律を待たなければ明確でない。「緊急事態」条項を憲法に新設するが、何が緊急事態にあたるのかを法律に丸投げ。

改憲草案は、内閣総理大臣は上記の「緊急事態」において、「特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる」（98条1項）。「緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない」（98条2項）としている。

緊急事態の宣言の効果として、99条1項で、「緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方公共団体の長に対して必要な指示をすることができる」と規定。これは内閣に緊急政令制定権を、内閣総理大臣に緊急財政処分権を認めた規定であって、明治憲法の緊急勅令（8条）や緊急財政処分（70条）に準じたもの。また地方公共団体の長に対する内閣総理大臣の指示権には何らの限定もない。行政独裁の憲法規範化。さらに、99条3項は、「緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人とも、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他の公の機関の指示に従わなければならない」と規定。

(6) 憲法改正条項自体の改正

現行憲法96条は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。」と規定。これに対して、改憲草案は次のような改正を提案している。「この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発案により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効得票の過半数の賛成を必要とする。2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。」（100条1項）。

Q&Aは改定の理由を次のように述べている。「現行憲法は、・・・世界的に見ても、改正しにくい憲法となっています。憲法改正は、国民投票に付して主権者である国民の意思を直接問うわけですから、国民に提案される前の国会での手続を余りに厳格にするのは、国民が憲法について意思を表明する機会が狭められることになり、かえって主権者である国民の意思を反映しないことになってしまうと考えました」。

国民投票では、有効投票率の定めもないままに「有効投票の過半数の賛成」を承認要件にしており、主権者国民の意思を反映させることにはなっていない。改憲草案が緩和しようとしている憲法改正の成立要件は、憲法上は、地方自治特別法の成立要件（憲法95条）と大差がないものになり、憲法の最高法規性や硬性憲法が保障されなくなる。日本国憲法では次の4つの場合に、出席議員の3分の2の多数を必要としている。①議員の資格争訟で議員の資格を剥奪する場合（55条）、②会議を非公開にする場合（55条）、③議員を除名にする場合（58条2項）、④衆議院と参

議院で異なった議決をした法律案を衆議院で再議決して、法律とする場合（59条2項）。憲法改正のための国会の発議がこれよりも容易であってよいはずはない。

高見勝利の指摘：「憲法改正手続規定はいわば湯船の底にある栓のようなものであり、当該手続規定の改正はその底栓を抜いてしまうのと同じで、憲法の規範水準はどんどん低下し、法律との差異が殆ど認められなくなってしまうのである。その結果、憲法と法律との規範的「距離」はいわば紙一重のものとなり、憲法の最高規範性（憲法98条1項）、違憲立法審査権（憲法81条）もまた空文と化してしまう。」

3. 安倍9条改憲とは何か

2017年5月3日に安倍首相は、日本会議系の改憲団体の集會にビデオ・メッセージを送り、その中で、「9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という考え方は国民的な議論に値するとして、9条加憲構想を発表した。これは、上記の2で検討した、憲法改正と言うよりは日本国憲法の廃棄と新憲法の制定ともいべき2012年の自民党改憲草案をいったん引っ込み、改憲賛成党派として9条加憲論を唱えていた公明党を引き込み、教育の無償化を改憲項目として打ち出していた維新の会の協力も得ながら、衆議院・参議院において改憲党派3分の2を確保し、できるだけ早期に改憲案の国会発議を狙うという戦略から採用されたもの。しかしながら、安倍政権自体の改憲資格がそもそも問われるという政治状況の中で、安倍9条改憲路線のスムーズな進行は阻止されてきた。

2018年3月25日の自民党大会において、具体的な自民党改憲案を条文の形でまとめて公表し、それを国会の憲法審査会において自民党原案として提出し、改憲賛成党派と調整しながら憲法改正発議原案をまとめていくという改憲の基本方針は頓挫。2019年の統一地方選挙、天皇の代替わり、参議院選挙、消費税10%の値上げなどの政治日程は極めて厳しいが、国民世論の動向をにらみながら、両院の憲法審査会を動かし、改憲発議に持ち込もうと狙いを定めているという改憲戦略に、変わりはない。以下では、自衛隊を憲法に明記しても日本国憲法の平和主義のあり方はまったく変わらないのかという論点を中心にして、3月25日の自民党大会に向けてまとめられた改憲4項目案を検討する。

なお、改憲4項目案は以下の通り：自民党改憲素案（たたき台）

9条

●9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

緊急事態条項

●64条の2 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又（また）は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の3分の2以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

●73条の2 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

② 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

教育の充実

●26条 ③ 国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。

●89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

参議院選挙「合区」解消

●47条 両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとすることができる。

② 前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

●92条 地方公共団体は、基礎的な地方公共団体及びこれを包括する広域の地方公共団体とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

➡スライド16から20 (自民党改憲案に反対する憲法研究者声明)

安倍9条改憲には、日本国憲法9条を維持したまま、上記の9条の2を付加することによって、自衛隊違憲論が排除され自衛隊と自衛力が合憲化されるという考え方と、自衛力論の合憲化にとどまらず、「自衛戦力」論への転換と憲法9条2項の空文化に帰結するという二つの評価がなされている。前者⁷⁾は、安倍9条加憲法は自衛力論の枠内にとどまると考えているが、それでもそこに含まれている軍事力拡大の可能性が、自衛隊加憲によって積極的に展開・加速され得ることになる。その結果、相当の軍事力展開の可能性があり、武力行使に至る様々な可能性も増大する。さしあたりは自衛力論の明記であっても、それは国民に改憲を経験させ、複数段階改憲構想のなかで2項削除改憲論を導く。また自衛隊違憲論を排除し、自衛力論の枠内でも安保体制の変容など解釈の展開の可能性もある。さらに各種の軍事力拡大の可能性を本格化させ、軍事的価値に対して制約的な社会や文化を変容させる画期となる。自衛隊加憲の効果は多様で大きいと述べている。

後者⁸⁾は、加憲によって自衛隊に憲法的公共性が付与され、その波及効果として、以下の諸点を指摘している。①安保法制(戦争法制)の憲法的認知、②際限のない「戦力」の保持、③徴兵制・徴用制の合憲化、④自衛官の軍事規律強化、⑤軍事機密の横行、⑥自衛隊のための強制的な土地収用、⑦自衛隊基地訴訟への影響、⑧軍事費の増大、⑨軍産複合体や軍学共同体の形成。

加憲の問題点を正確に理解するとともに、安倍9条改憲阻止を超えて、憲法9条と平和的生存権に基づく平和構想、国家構想、地域秩序を積極的に提示し、多くの国民の支持を獲得していくと

⁷⁾ 浦田一郎「自衛隊加憲論と政府解釈」法律論叢90巻6号(2018年)。

⁸⁾ 山内敏弘「『安倍9条改憲』論の批判的検討」法と民主主義521号(2017年)17頁以下。

いう課題がある。深瀬忠一の構想「平和憲法の創造的展開可能性と総合的平和保障構想」⁹や渡辺治の論文「安保と戦争法に代わる日本の選択肢-安保条約、自衛隊、憲法の今後をめぐる対話」¹⁰などを参考にして、考察を深めていただければありがたい。

4 安倍9条改憲の危険性—9条が変わるとどうなるのか¹² (1)

(1) 自衛戦力」論への転換と9条2項の空文化

(2) 集団的自衛権行使の全面的容認

加憲によって、集団的自衛権の行使も全面的に容認される。「必要な自衛の措置」という規定が憲法上付加されてしまえば、戦争法（安保法制）の下での限定的な集団的自衛権の容認にとどまらない。自民党は以前から、自衛権の中には個別的自衛権も集団的自衛権も含まれると主張している。専守防衛や海外派兵の禁止といった憲法原則も簡単に放棄されてしまう。加憲による改憲が成功したその先には、改憲の第二弾として、憲法9条2項の削除が控えている¹³。

(3) 戦争法で海外での武力行使を大幅解禁された自衛隊が合憲に

(4) 交戦権の否認の変更

交戦権の意味については、①文字通り戦争をする権利、②交戦国に国際法上認められる権利の総称、③両者を併せ含める権利といった諸説があり、②が多数説。政府は、従来、基本的には、②説の立場をとり、交戦権の意味について、「交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領、そこにおける占領地行政、中立国船舶の臨検、敵性船舶の拿捕等を行うことを含む」と説明してきた。ただし、学説との違いは、政府見解では、つぎのように限定を付してきた。「他方、我が国は、自衛権の行使にあたっては、我が国を防衛するために必要最小限度の実力を行使することは当然認められるのであって、武力の行使の三要件を満たす武力の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力の行使であるから、交戦権の行使とは別のものである」。つまり、自衛権の行使の一環としての武力行使は、交戦権否認規定とは関係なく、違憲ではないとしてきた。

従来のこのような政府解釈の限定は、学説からすれば、認めがたい限定であったが、それでも、

⁹ 深瀬忠一「戦争放棄と平和的生存権」所収。

¹⁰ 渡辺治・福祉国家構想研究会（編）『日米安保と戦争法に代わる選択肢—憲法を実現する平和の構想』（大月書店、2016年）所収。

¹¹ 稲正樹「憲法問題・改憲問題と憲法研究者の役割」法律時報90巻7号（2018年）でこの点を強調。

¹² 以下は主に、山内敏弘「『安倍9条改憲』論の批判的検討」法と民主主義521号、同「安倍9条改憲論の危険な本質」（<https://www.kenponet103.com/blank-7>に収録）による。

¹³ 「加憲論」を主張している日本会議などは、その「加憲」を、憲法改正の「第一段階」ととらえている。その次には第2項を廃棄することを狙っている。なぜならば、2項が残る限りは、9条の2との矛盾は解消されないので、その矛盾を解消するためには、2項の削除が必要になってくる。特に交戦権否認規定との矛盾は、政府解釈がどうなろうとも、加憲論にとっては大きな桎梏として残ることになり、その意味でも、2項削除論が出てくることは必至。自民党の2012年の改憲草案が、2項の削除を規定していることは周知の通り。安倍の9条「加憲論」は、2項削除改憲のための「第一段階」として位置づけられていることに留意する必要がある。

この限定からはずれる事例、具体的には、PKOにおける「駆けつけ警護」やフルスペックの集団的自衛権行使の場合は、交戦権否認規定がそのまま適用されて、相手国兵力の殺傷や破壊はできないとされてきた。そして、そのような場合には、相手国兵力の殺傷行為を行った兵士は、処罰される可能性があった。

問題は、自衛隊が9条の2で明記された場合には、このような交戦権の解釈も変更される可能性があるかどうか。上記のように「必要な自衛の措置」という集団的自衛権行使を認める文言になれば、その場合にも、交戦権否認規定とは抵触しないといった解釈に変更されることはほぼ確かになると思われる。かくして、交戦権否認規定は、実質的な意味を失う。

(5) 「武力によらない平和」という規範の根本的転換

9条の2で自衛隊保持を憲法に謳うだけで、9条の規範が根本的に転換する。9条1項、2項によって「武力によらない平和」という規範が打ち出されているのに対し、9条の2で自衛隊を認めることは、「武力による平和」を打ち出すから、9条の発信するメッセージはどっちだという疑問が生じ、少なくとも9条の発信力、規範力は大幅に弱まる。おまけに、新たに付け加わる規定は、「後法」に当たると解釈すれば、「後法」が優越しあるいは9条の2は9条1項、2項の例外だと解釈し、事実上、こちらの規定が優越的規定であるという議論も出てきかねない。

*後法は前法を廃する

(6) 国民の9割に支持される自衛隊」はなくなる

安倍首相をはじめ多くの改憲論者は、加憲論は、たんに国民の9割が支持している自衛隊の違憲の疑いを払拭するために、自衛隊を憲法に書き込むだけだ、事態は何も変わらないと強調している。しかし、自衛隊を容認することと、自衛隊保持を憲法に書き込むことには180度の差がある。

国民に支持される自衛隊は、軍隊をもたないという9条2項の制約の下で、自衛隊を違憲の軍隊にしないという努力のなかで強いられた姿。しかし、9条加憲で、独立して自衛隊は合憲と規定されれば、自衛隊は好き好んで世界の軍隊があまり重きを置かない災害復旧支援などに精を出さなくとも、合憲のお墨付きが得られるわけだから、自衛隊像もがらりと変わる。

(7) 内閣総理大臣の指揮監督権の明記の意味

9条を改正して自衛隊を明記し、内閣総理大臣を自衛隊の最高指揮監督者とすることで、自衛隊は憲法65条のいう「行政」ではなくなるのではないか。国家機構上、国会、内閣、裁判所と並んで自衛隊が存在することになり、国家作用として立法、行政、司法と並んで防衛が出現することになる。内閣総理大臣が自衛隊に対して有する最高指揮監督権は、明治憲法風に言うと統帥権のこと。

(8) 改憲派にとって「理想案」ではないが・・・

9条加憲は、決して、たんに自衛隊を認めるにすぎないものではなく、9条を根本的に改変する企て。そうでなければ、安倍首相が政治生命をかけて、加憲にとりくむはずはない。

(9) 平和的生存権の死滅

⇒スライド21～24(平和的生存権について)

5. 9条が変わるとどうなるのか？ (2) 加憲の波及的効果：憲法的公共性の付与

自衛隊の存在や性格・任務を憲法に書き込むことは、9条2項の空文化だけでなく、自衛隊に憲法的公共性を与え、この国と社会の基本的なあり方を根本的に変えてしまう。

九条の会の呼びかけ人であった故奥平康弘氏は、平和憲法は、私たちのあいだに独特な公共・政治文化を育成させるのに、あずかって力があつた。戦後日本の文化の特徴は、平和に最高価値をおく、文句なく平和を志向する文化、いうならば平和文化である。平和憲法物語は「どっこい、生きている」。私たちは平和憲法物語を、もっと広い世界で、奥ゆきのあるもの・積極的なものへと発展させ、これを本当に「いい物語」へと仕立ててゆこうと呼びかけていた¹⁴。安倍9条改憲は、平和憲法物語を最終的に葬り去り、軍がこの国の政治・社会・経済・外交・教育などのあらゆる面において臆面もなく大手を振って歩く時代がやってくる。

(1) 徴兵制・徴用制の合憲化

徴兵制はこれまで、公共の福祉に合致せず違憲とされてきた。「徴兵制度は、我が憲法の秩序の下では、社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものでないのに、兵役といわれる役務の提供を義務として課されるという点にその本質があり、平時であると有事であるとを問わず、憲法第13条、第18条などの規定の趣旨からみて、許容されるものではないと考える」という政府見解。しかし、加憲によって自衛隊に憲法上の公共性が与えられてしまえば、自衛隊のための役務の提供も公共性をもつことになり、徴兵制は合憲となる。また軍事的徴用制も罰則付きで可能になる。

(2) 自衛隊法122条の改正—敵前逃亡は死刑

(3) 軍事秘密の憲法上の認知

(4) 自衛隊の基地建設のための強制的な土地収用

(5) 自衛隊基地訴訟への影響

(6) 軍備・軍拡と経済・財政の破綻

膨大な軍事費の支出は、政治経済体制や憲法類型のいかんにかかわらず、回復困難なほどに厳しい経済・財政の破綻をもたらしている¹⁵。

その要因。第一は、軍事費の再生産外消耗性。第二は、軍事費の経済的効率の悪さ。第三は、多額の赤字国債のもたらす効果。第四は、経済が停滞または衰退すれば、税源が縮小し、国家財政も不安定なものとならざるをえない。赤字国債の発行の継続は、国家財政をさらに悪化させる。

¹⁴ 奥平康弘『いかそう日本国憲法—第九条を中心に』岩波ジュニア新書、1994年。

¹⁵ 杉原泰雄の指摘。

(7) 軍産複合体の形成、軍学共同体制の可能性

6. 9条以外の2018年自民政改憲案の問題点

(1) 教育の無償化に関して

教育の位置づけが、「国の未来を切り拓く上で」極めて重要な役割を担うものであるとして、国家のための教育であることを明示しているのは問題。「国民のための教育」という位置づけと正反対になっている。また、当初喧伝された「教育の無償化」ではなく、「教育環境の整備」の努力義務にとどまっている。「生存権」の法的性格の議論を重ねてみると、ほとんど意味のない規定である。

なお、「憲法を改正して、幼児教育から高等教育までを無償化する」という提案が出てきた場合にはどう考えればよいか。これに対しては、二重の意味でその真剣さに疑いが向けられるべきものであるという指摘がある¹⁶。

(2) 緊急事態条項に関して

国会議員の選挙が困難な場合における任期延長と、災害において法律に代わる政令を認める真の意味での「緊急事態条項」との二つが提示されている。

前者については、「大地震その他の異常かつ大規模な災害」が仮に起ったとしても、国政選挙全体を不能にするということなどは通常考えられない。国会議員の選挙は、国民の意見を国政に反映させるための重要な機会である。安易に憲法で任期の延長を認めるべきではない。

後者は、「大地震その他の異常かつ大規模な災害」の際に、内閣が法律と同様の効力をもつ政令を制定できるとする。しかし、災害対策基本法など災害に対処するための法律はすでに存在している。これまでの災害の事例をみても、内閣が立法権をもっていけばより効果的な災害対処ができたとはいえないだろう。

また、緊急事態を憲法で承認する場合、自民党案のように、行政権が立法権を無条件に行使できるような規定にすることは大変危険。ナチスの独裁は、ワイマール憲法の緊急事態条項を悪用することで可能になった。

自民党案の緊急事態条項は、9条改正と密接な関係がある。今回の自民党案では「大地震その他の異常かつ大規模な災害」となっているが、国民保護法には「武力攻撃災害」への対応規定があり（2条4項：「この法律において「武力攻撃災害」とは、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう」）、武力攻撃と災害とが明確に区別されていない。私たちが「災害」という言葉からイメージする内容とは異なって、法律的には、人為的災害、すなわち戦争による被害も入る。したがって、自民党提案にある緊急事態条項があれば、他国と武力衝突が起きたときに、政令のみで国民の権利を制限することができるようになる。緊急事態条項は、9条改正とともに、戦争を準備し、そのために国民を動員することを可能にする。

この緊急政令の規定は、戦前の明治憲法下で政府によって政治危機乗り切りに愛用された、明治憲法8条の緊急勅令の規定にならったものである。この緊急勅令は明治憲法下の緊急事態規定の

¹⁶ 中川律「教育の無償化は憲法改正によって実現されるべきものなのか？」阪口正二郎・愛敬浩二・青井未帆『憲法改正をよく考える』（日本評論社、2018年）121頁以下。

なかでも、もっとも頻繁に使用され、とりわけ政府が通したいが議会の反対で通過しにくい法律の制定に使われた。その著名な発動例は、1928年の治安維持法改正であった。

緊急事態規定と9条における自衛隊明記の改憲はセットで、日本がアメリカの「戦争に加担して戦争に突入する際の国内体制をつくることを保障する。ここでも、「戦争する国」を拒否した日本国憲法の全面的変質が起こる¹⁷。

(3) 合区の解消について

合区の解消には参議院選挙区の定数を増やしたり、選挙区選出をやめて比例代表に一本化するという方法もあり、必ずしも憲法改正による必要はない。

また、合区を解消するために憲法改正が必要だとしても、それは、47条を変更するだけではないはずである。そもそも、この問題は、参議院に「地方代表」的な性格を与えようとしたとき、憲法43条の「全国民の代表」規定と矛盾するという大きな論点と関わるものである。また、参議院に「地方代表」的な性格を明確に与えることは、衆議院と参議院との関係をどう考えるべきかという、二院制に関する大きな問題に発展せざるを得ない。さらに、具体的に提案された条文をみると、衆議院議員の投票価値の平等の憲法判断に影響を与える可能性もある。これらのことを考慮せず、合区を解消するために憲法47条を変えようというのは、いかにも場当たりの発想であり、国民に提案されるに値するだけの真摯な検討を経ていないと言わざるを得ない。

7. 今後の見通し

(1) 2019年内に改憲発議の可能性はなくなったので、憲法運動の基本を転換すべきだという見解¹⁸

(2) 楽観論は危険であって、安倍改憲阻止と安倍退陣に向けて運動を強めるべきだという見解¹⁹

8. 国民的多数派獲得の鍵＝平和憲法の果たしてきた役割の確認と共感の獲得

9条加憲がきわめて危険なものであることを明らかにするとともに、他方で、憲法9条が公布以來きわめて重要な役割を果たしてきたことをいま一度確認することが必要。

(1) 戦後70年間の日本の平和の維持に貢献

(2) 「自由の下支え」としての役割

(3) 「大砲よりもバター」の選択

(4) 平和的生存権の基盤としての9条

¹⁷ 渡辺治『戦後政治史のなかの安倍改憲－安倍政権のめざす日本から憲法の生きる日本へ』（新日本出版社、2018年）217頁。

¹⁸ 元埼玉大の三輪隆の見解。

¹⁹ 神戸学院大学の上脇博之の見解。

9. キリスト者として安倍9条改憲にどう対峙し、どう行動すべきか

(1) 聖書の根拠

○イエス・キリストの言葉：「平和を実現する人々は、幸いである、/その人たちは神の子と呼ばれる」（マタイ5：9）。

○イザヤの預言：「主は国々の争いを裁き、多くの民を戒められる。/彼らは剣を打ち直して鋤とし/槍を打ち直して鎌とする。/国は国に向かって剣を上げず/もはや戦うことを学ばない。/ヤコブの家よ。主の光の中を歩もう」（イザヤ書2：4-5）。

(2) 信仰告白的事態 *status confessionis*

(3) 世にある教会、世のために仕え、奉仕する教会

アジア太平洋戦争の時代のかつての教会の誤り。いまの時代において「伝道」のみを高唱する一部の教会（指導者）の誤り。

(4) 日本の教会の革新のために

「われわれがキリスト者であるということは、今日ではただ二つのことにおいてのみ成り立つだろう。すなわち、祈ることと、人々の間で正義を行なうことだ。キリスト教の事柄における思考・言辞・組織はすべて、この祈ること・正義を行なうことから新しく生まれてこなければならない」（1944.5ボンヘッファーの手紙²⁰）。

²⁰ 山口陽一・朝岡勝「キリストが主だから—今求められる告白と抵抗」新教出版社、2016年、70頁。